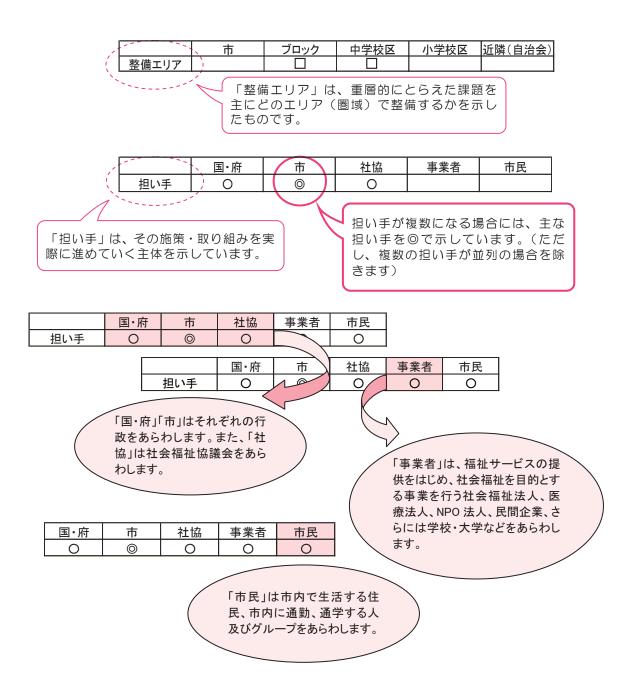


「施策の整備エリア及び担い手」の表の見方について

それぞれの施策には、市、ブロック、中学校区、小学校区、近隣(自治会)の5層エリア (圏域)のどのエリア (圏域)で整備するかを示した表と、主に施策を推進する担い手を示した表を明記しています。表の見方については以下のとおりです。また、129ページには、全ての施策の整備エリア及び担い手の一覧表を掲載しています。



4. 具体的施策の展開

(1)地域福祉活動推進の条件整備

地域福祉の発展には、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要です。そして、 この地域福祉活動をより一層推進していくには、行政による条件整備(ヒト・モノ・お金・ 情報)が重要となります。

(1)社会福祉協議会の基盤強化とコミュニティソーシャルワーカーの計画的配置



- ○社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的役割を持った団体として明確に規定されており、住民の視点・民間の立場から地域福祉を推進する、市のパートナーとして位置づけられています。地域福祉活動推進の条件整備においては、社会福祉協議会の基盤強化を図ることが不可欠です。
- ○これらの活動の推進に重要な役割を果たしているのが、地域担当職員である福祉活動専門員(コミュニティソーシャルワーカー)ですが、その配置数は十分とはいえない状況で、地域からは、地域担当職員を増やし、もっと地区の活動に関わってほしい、との声があがっています。社会福祉協議会の体制を整備し、地域福祉活動のコーディネート機能に加え、支援を必要としている人々に対する身近な地域での相談・支援、さらに関係機関、関係団体、地域住民の活動等のネットワーク化を進めるなど、コミュニティソーシャルワーク機能を強化していくことが必要です。
- 〇吹田市社会福祉協議会では、地域福祉活動をさらに前進させるため平成16年度 (2004年度)に住民の視点に立った地域福祉活動計画を策定し、その具体化に取り組 んでいるところですが、計画推進のための条件整備として、地域担当職員の計画的配置へ の支援や人的支援など組織強化への市の支援・協力を求めています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から・・・

- ●社会福祉協議会の地区担当職員(正規職員)を増やしてほしい
- ●社会福祉協議会の地区担当職員を増員するための補助金を市が出してほしい



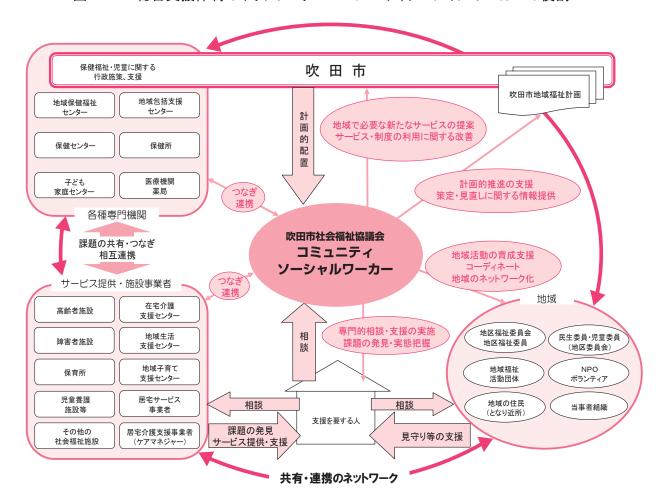
施策の方向

1)コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図るため、大阪府と連携して、コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に計画的に配置していきます。そして、地域福祉活動のコーディネートを進めながら、支援を必要としている高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などの実態把握や専門的相談を実施し、必要な公的サービスや地域福祉活動及び専門機関へのつなぎを行うとともに、関係機関、関係団体、地域住民等のネットワーク化を進めます。また、コミュニティソーシャルワーカーが、地域担当制をとって、地域住民からの相談にのりやすく、公的な保健・福祉サービスや地域福祉活動、地域包括支援センターや専門機関等との連携をとりやすくなるよう、支援します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
	国∙府	市	社協	事業者	市民
担い手	0	0	0		

図皿-4 総合支援体制のネットワーク ーコミュニティソーシャルワーカーの役割



2703

地域支えあいネットワーク整備推進モデル事業が始まります!

コミュニティソーシャルワーカーは、地域で困っている人と必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる、いわば「地域のつなぎ役」をする人です。主には、地区福祉委員会活動の支援、地域福祉活動計画や地域福祉計画の支援と推進、支援を要する人に対する相談などを行います。

地域福祉推進の新たな担い手として6ブロックごとの配置を目指しますが、まず平成18年度(2006年度)4月からは、社会福祉協議会の4人のコミュニティソーシャルワーカーが以下の施設に配置されます。

気軽にご相談ください!

☆総合福祉会館(担当:千里ニュータウン・万博・阪大地域、

片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域)

☆内本町地域保健福祉センター(担当:JR以南地域)

☆亥の子谷地域保健福祉センター(担当:山田・千里丘地域)

☆市役所高齢福祉課(担当:千里山・佐井寺地域)

| 千里ニュータウン・万博・阪大 | 山田・千里丘 | 変の子谷地域 | 保健福祉センター | 下里山・佐井寺 | 市役所高齢福祉課 | | 片山・岸部 | 総合福祉会館 | JR以南 | の本町地域保健福祉センター

社会福祉協議会への連絡先 06-6339-1205

994

吹田市ボランティアセンター

吹田市ボランティアセンターは、総合福祉会館の2階にあります。ボランティア活動への参加の相談や、ボランティア養成講座の開催、またボランティア室の提供等を行っています。

ボランティアセンターでは、学校からの出前講座の依頼も受け付けています。点訳の会「円(まどか)」が市内の小学校に出向き、点字体験の出前講座を行っています。子どもたちは、点字一覧表を見ながら自分の名前を点字で書きます。それをボランティ



アが触読(指で触れて読む)します。自分の名前を指で触って読んでもらえたことに、子ど



もたちは大感激!「こんなボランティアもあるんだ」と体験・実感しながら知ってもらうことに、出前講座の意義があります。

ボランティアセンターがあるからこそ、ボランティアが 楽しく気持ち良く活動できています。

ボランティアセンターへのお問い合わせ 06-6339-1210(月~金 午後1時~4時)



②ボランティアセンター(社会福祉協議会運営)の機能充実

現状と課題

- ○社会福祉協議会が開設・運営しているボランティアセンターでは、ボランティア活動への参加の相談やボランティアの派遣希望の相談に応じています(ボランティアを始めたい人やグループの登録、ボランティアを頼みたい人・施設・団体等への紹介)。ボランティア相談には、登録グループで組織されたボランティア連絡会のスタッフが無償であたっています。また、ボランティアセンターでは、ボランティア養成講座の開催、ボランティア情報の提供、広報誌の発行などを行っており、福祉分野を中心にボランティア活動の推進に大きな役割を果たしています。
- ○現在、ボランティアセンターには、60グループを超える団体登録、50名を超える個人 登録があり、活動の情報交換や交流を深めています。また、ボランティア連絡会には30 を超えるグループが加入しています。ボランティアグループと小学校や福祉施設・団体等 との連携は広がってきていますが、さらに、ボランティア活動が地域で認知され、地区福 祉委員会等と連携して取り組める状態にしていくことが必要です。
- 〇ボランティアを育成し、裾野を広げるため、ボランティアの養成講座の充実や、地域での 出前講座の開催、児童・生徒への福祉教育を進めることなどが求められています。また、 大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢の整備も重要課題となっています。
- ○現在、ボランティアセンターの運営業務を担当する社会福祉協議会の職員が、他の業務と 兼務となっており、これらの課題に対応できる十分な体制になっていない実態があります。 ボランティアセンターの体制整備と機能の充実が求められています。
- ○ボランティアセンターは総合福祉会館の2階の一室を事務所としており、市民が立ち寄る にはわかりにくいといった問題があります。立ち寄りやすい所での設置の可能性について 検討が必要です。

実態調査から・・・

●「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「ボランティア活動についての情報が少ない」が11.4%ありました。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から・・・

- ●ボランティアをしたい人の窓口がほしい
- ●社会福祉協議会のボランティアセンターを活発に
- ●社会福祉協議会は地域とボランティアのコーディネートをしてほしい
- ■福祉活動希望者と被対象者の要望を把握し、コーディネートをしてほしい。
- ●地区ボランティアの養成講座を開催してほしい

施策の方向

2)ボランティアコーディネーターの配置

ボランティア活動の発展には、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、活動しやすくなるための情報提供や助言等を行ったりするボランティアコーディネーターの存在が大きな役割を発揮します。ボランティアセンターに、専任のボランティアコーディネーター(社会福祉協議会所属)を配置し、事業の拡充と機能の強化を図ります。具体的には、ボランティア活動の登録や派遣の相談体制の充実、ボランティア活動の広報による紹介など情報提供の充実を図るとともに、関係機関・団体や学校、ボランティア連絡会等と連携して、ボランティアを育成し、裾野を広げるための養成講座(入門講座)や技能講座(スキルアップ講座)の充実、社会人向けの夜間・土日講座や地域での出前講座の開催、児童・生徒への福祉教育の推進等を図ります。さらに、大規模災害に備えた災害ボランティアの受け入れ態勢の計画的整備を図れるよう、支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
	国∙府	市	社協	事業者	市民
担い手	0	0	0		

3)立ち寄りやすいボランティアセンターづくり

ボランティア活動への参加の相談やコーディネート、ボランティアの育成やボランティア活動に関する情報提供など、ボランティア活動の促進のための支援を行うボランティアセンターが、ボランティアの交流と活動の拠点となるためには、交通アクセスの利便性が高く、当事者、青少年、高齢者、市民誰もが気軽に立ち寄れ、交流や情報の受発信を進めやすいことが求められます。社会福祉協議会と連携して、市民が立ち寄りやすいところへの事務室等を備えたボランティアセンターの設置の可能性について検討するなど、立ち寄りやすいボランティアセンターづくりへの支援に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		0	0		



③交流の場・活動拠点の整備

現状と課題

- ○地区福祉委員会などが地域で活動する場としては、身近にある地区公民館や地区市民ホール、コミュニティセンターをはじめ、地区集会所(幼稚園廃園跡の地域交流施設)や小学校の余裕教室を活用した地域交流室**などが利用されています。
- 〇近隣コミュニティ施設としては、地区公民館が小学校区単位を基本として29地区に整備され、地区市民ホールが千里ニュータウン地域の各住区ごとに8か所あります。
- 〇また、全市・ブロックエリア(圏域)単位の広域コミュニティ施設としては、おおむね 200人規模の集会等を開催できるよう多目的ホールを備えた、市民会館、コミュニティセンター(JR以南地域に内本町コミュニティセンター、山田・千里丘地域に亥の子谷コミュニティセンターの2館)、市民センター(4館)などが整備され、そのほかにも市民活動に利用されているさまざまなコミュニティ関連施設があります。
- ○地区公民館や地区市民ホール、地区集会所、地域交流室などの施設が地域福祉活動の拠点 として利用されている中で、利用の多様化に伴う設備の改善やバリアフリー化、また老朽 化に伴う改修の必要性などの問題が出てきています。
- ○新たな施設の建設が困難となっている中で、既存の公共施設や民間施設、空き店舗などを 福祉の観点から見直し、地域住民が気軽に集い交流できる場として、また、さまざまな地 域福祉活動を展開していく場として有効に活用していくことが求められています。

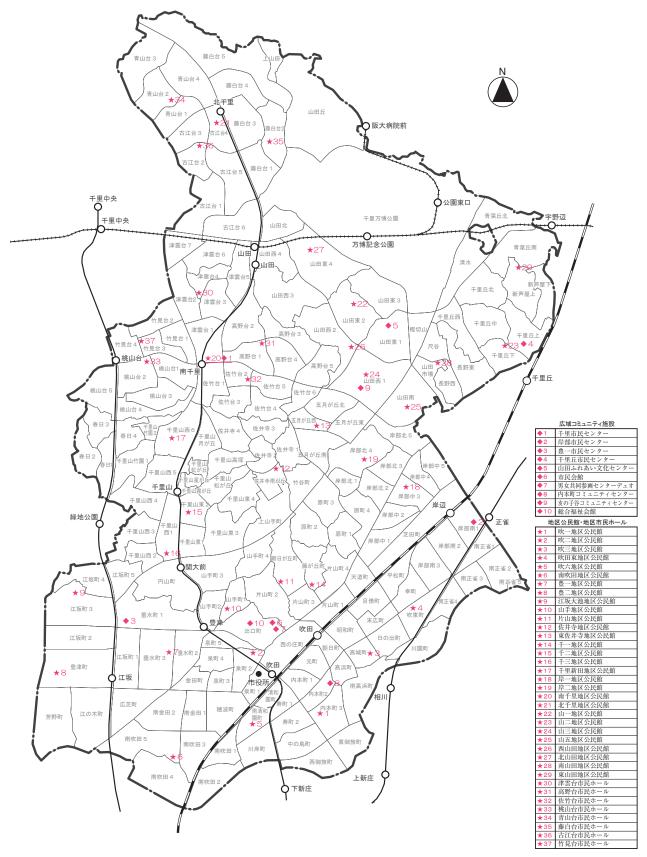
実態調査から・・・

●「日頃地域で集まったり話し合ったりする主な場所について不便を感じたこと」として、 比率はそれほど高くありませんが、「駐車場がない・狭い・遠い」が11.6%、「集会室が 少ない・狭い」が7.4%でした。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から・・・

- ●地区の福祉活動の拠点となる施設がほしい
- コミュニティセンターを設置してほしい
- ●地区公民館・地区市民ホールの入口のスロープ化やバリアフリー化、駐車場の設置

図Ⅲ-5 コミュニティ施設一覧(平成18年(2006年)1月末現在)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。



施策の方向

4)広域コミュニティ施設の整備

文化・学習活動やボランティア活動など市民の多様な地域活動の場として利用され、市民の交流と連帯の拠点としての機能を持つ内本町コミュニティセンター及び亥の子谷コミュニティセンターをはじめとした広域コミュニティ施設を、地域福祉活動の拠点としても、さらに有効に活用していきます。また、整備が予定されている(仮称)山田駅前公共公益施設の中の市民公益活動拠点施設は、市民、ボランティア・NPOなどの市民公益活動※を支援する機能を持つ施設であり、地域福祉活動推進の拠点としての側面も有しています。整備を推進し、市民公益活動団体と連携しながら、有効な活用のあり方を検討していきます。

広域コミュニティ施設の今後の整備については、既存施設の配置状況を勘案し、エリア (圏域)内の既存施設の機能の充実も考慮しつつ適正配置を検討していきます。

これらの施設が、地域福祉活動の相談・交流及び情報発信の拠点としてさらに有効に活用され、地域福祉活動が一層進んでいくような施設のあり方を検討していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手					

5)地区公民館・地区市民ホール等の整備

身近なコミュニティ施設として、市民の文化・学習活動や交流の場となり、それぞれの地区の地域福祉活動の拠点としても活用されている地区公民館・地区市民ホール等について、老朽化している施設の改修や設備の改善等を地域の実情を考慮しながら行うとともに、施設のバリアフリー化を進めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		0			

6)身近な地域での自治会集会施設の整備への支援

市民にとって最も身近な地域である町内会・自治会単位で、市民が気軽に集える場の確保ができるよう、自治会が行う集会施設の整備に対して支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		0	1— 1,55		0

7)既存施設の福祉的活用の促進

既存施設を地域住民の交流や地域福祉活動の場として活用するなど、既存施設の福祉的有効活用の促進について、関係者の理解と協力を求めていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
		-	41.14	± * +	
	国∙府	ф	社協	事業者	市民
担い手		0		0	



④地域福祉活動を進めるための財政支援

現状と課題

- ○地域福祉活動や市民公益活動の実施団体・グループ、市民等が、自らその活動(事業)資金の確保に努めることは不可欠となりますが、非営利の活動(事業)であるため、新しい活動(事業)の立ち上げ時の資金の調達や、運営を持続させていくための資金の安定的確保には、大変な困難を伴います。こうしたことから、「自立性」を促しながら活動を促進するための財政的な支援が必要となってきます。
- 〇現在、市で制度化されている地域福祉活動や市民公益活動への主な財政支援策には、次のようなものがあります。

社会福祉活動補助金

社会福祉協議会が行う地域福祉活動への 支援事業(小地域ネットワーク活動等) に対する補助です。

ふれあい交流サロンモデル事業補助金 平成17年度(2005年度)に創設。 高齢者から乳幼児までの市民が、気軽 にふれあい交流できる場(ふれあい 交流サロン)を設け、閉じこもりがち な高齢者の参加を促し、三世代の交 流・ふれあい事業を実施する団体の事 業に対して補助します。

子育で広場助成事業

平成17年度(2005年度)に創設。 乳幼児とその親が気軽に集い、交流を図ることのできる場(子育て広場)を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援事業を行う団体の事業に対する助成です。

市民公益活動促進補助金

平成17年度(2005年度)に創設。 市民公益活動団体を積極的に支援し育てる ことを目的に、市民公益活動を行う団体の 事業への補助です。平成17年度(2005年度)においては、補助対象事業は (1)スタート支援、(2)協働支援、

(3) 自主事業支援の3つです。

そのほか、「民生委員・児童委員活動補助金」や「保護司*活動補助金」などの福祉団体活動補助金、また連合自治会等の活動への「自治会活動補助金」、自治会が行う集会所整備事業に対する「自治会集会所整備事業等補助金」、コミュニティ協議会*への「コミュニティ協議会事業助成金」などコミュニティ活動への補助金、さらに「障害者福祉団体活動補助金」「高齢クラブ連合会及び単位高齢クラブ活動助成補助金」など当事者組織活動への補助金があります。

実態調査から・・・

●「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「交通費や活動費の確保が困難」が13.9%あり、ボランティア活動への財政的支援が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から・・・

- ●福祉活動の資金を増やしてほしい
- ●ボランティアの活動補助金を増やしてほしい
- ●地域での交流目的で結成された団体に助成を
- ●地区福祉委員会で行っている配食サービスへの助成金を増額してほしい

施策の方向

8)地域福祉活動の財政支援策の充実

財政支援策を活用していくことによって地域福祉活動を推進していきます。また、今後においても、市民の自主的・主体的な活動が進展していくよう、市民が主体となった提案型の地域福祉活動への財政的な支援の充実に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア					
	园应	+	ナエトカ	重 業者	士兄
	国・府	Π	社協	争未白	市民
担い手	0	0	0		0